

社援保発 0331 第 5 号
社援地発 0331 第 1 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 生活保護制度主管 部（局）長 殿
中核市 生活困窮者自立支援制度主管

厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

特定被保護者対象事業による支援について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 4 月 1 日に施行され、改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 55 条の 11 及び改正法による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮法」という。）第 3 条第 4 項から第 6 項までにより、被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）について、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業（困窮法第 3 条第 6 項第 2 号に規定する事業をいう。以下同じ。）（以下「特定被保護者対象事業」という。）による支援が可能となる。

この取扱いについて、下記のとおり通知し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとするので、各自治体の生活保護制度主管部局及び生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、特定被保護者に対する特定被保護者対象事業による支援の趣旨や内容について理解いただき、両部局間の更なる連携を推進していただくとともに、管内市町村（指定都市、中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 趣旨・概要

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度については、一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、当該者に切れ目のない連続的な支援を行うことが重要である。また、各自治体において支援体制を整備する際、地域の実情に応じて支援資源を有効活用する観点も重要である。

このため、改正法において、両制度をまたいだ支援の継続性と一貫性の確保に向け、特定被保護者について、生活保護制度の被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業（以下「生保事業」という。）に代えて、特定被保護者対象事業による支援が可能となるよう、法整備が行われたところである。

自治体によって、生保事業及び特定被保護者対象事業の実施状況や、今後の実施に向けた検討状況等は様々であることが想定される。被保護者について、どのような支援体制とするか、また、特定被保護者対象事業について、どのような状態の被保護者を特定被保護者として支援対象とするかなど、上記の改正法の趣旨や以下に示す内容を踏まえつつ地域の実情に応じて支援体制を整備の上、個々の被保護者に対する支援に当たっては、本人の状況やニーズも十分に勘案した上で対応することが重要である。

また、保護の実施機関（福祉事務所）は、特定被保護者対象事業により特定被保護者を支援する場合も、生保事業により支援する場合と同様に、当該特定被保護者への関与を継続する必要があるため、支援開始後も、特定被保護者対象事業の支援実施主体（以下「支援実施主体」という。）との緊密な連携を図っていただきたい。

2 特定被保護者に対する支援

生活保護制度主管部局及び生活困窮者自立支援制度主管部局は、「1 趣旨・概要」及び以下（1）から（4）までに掲げる点を踏まえつつ、管内における被保護者及び生活困窮者の状況や支援ニーズ、生保事業の実施状況や特定被保護者対象事業の支援体制等を総合的に勘案し、特定被保護者に対し特定被保護者対象事業による支援を行うかどうか検討していただきたい。

また、特定被保護者に対し特定被保護者対象事業による支援を行う場合、「3 特定被保護者の範囲」及び「4 特定被保護者に対する支援の進め方」を踏まえた対応を検討していただきたい。

- （1）特定被保護者対象事業により特定被保護者を支援する場合、生活困窮者が事業を利用する場合と同様に、特定被保護者に対しても、各事業の実施要領、手引き等に基づき、本人の状況やニーズに応じた支援を提供する必

要があること。また、特定被保護者に対する支援に当たり、既存の生活困窮者自立支援制度の支援ツールや様式等を活用して差し支えない。

(2) 生保事業の実施の有無を問わず、特定被保護者対象事業により特定被保護者を支援することは可能である。なお、特定被保護者対象事業により特定被保護者を支援する場合も、生保事業を引き続き実施することは可能である。

(3) 特定被保護者対象事業による支援に要する費用については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で補助することとしている。生保事業と特定被保護者対象事業の各事業の国庫補助基準額や国庫補助率等の補助体系は、補助金の実施要綱や交付要綱を確認していただきたい。

なお、特定被保護者対象事業の就労準備支援事業と家計改善支援事業の補助金の算定に当たっては、特定被保護者に対する支援件数を評価することとする。

(4) 困窮法第 22 条第 3 項において、生活困窮者自立支援制度主管部局は、特定被保護者対象事業の実施に関して必要な場合に、福祉事務所に対して特定被保護者に関する事項につき報告を求めることができるとされている。福祉事務所においては、報告の求めがあった際には、効果的な事業の実施に向けて適切に対応していただきたい。(4 (1) イ、ウ等)

3 特定被保護者の範囲

特定被保護者の範囲については、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 18 条の 17 において、次のいずれかに該当する者と規定している。

- ① 被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者
- ② 福祉事務所が生保事業を実施していない場合において、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者
- ③ 福祉事務所が生保事業を実施している場合であって、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者

このように、特定被保護者対象事業の利用が適当と認められる被保護者に対しては、制度上は、広く特定被保護者対象事業により支援することが可能である。

その上で、各自治体は、地域の実情（対象者数、対象者層等）や特定被保護者対象事業の実施方針・目標等を踏まえ、あらかじめ特定被保護者の選定に係る考え方（例えば、①に記載の「相当程度見込まれる者」、②及び③に

記載の「利用が必要と認める者」、③に記載の「特段の事情」に関する考え方など）を設定しておくことも考えられる。

4 特定被保護者に対する支援の進め方

特定被保護者を特定被保護者対象事業の対象とする場合、あらかじめ、生活保護制度主管部局、生活困窮者自立支援制度主管部局、福祉事務所、自立相談支援機関、支援実施主体等の間で、特定被保護者対象事業による支援の進め方等について整理・調整しておくことが望ましい。

特定被保護者対象事業の実施に当たっては、福祉事務所と支援実施主体との連携が特に重要である。

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等が自立支援計画として策定されている。一方で、生活保護制度においては、福祉事務所における援助方針の中で支援の種類、内容等を決定している。

このため福祉事務所は、支援に対する本人の意向や希望、特定被保護者対象事業に関する本人の適格性及び事業の利用見込み期間等、アセスメントの結果や援助方針の趣旨等について、生活困窮者自立支援制度主管部局等に伝えるなど、本人を含め特定被保護者対象事業に関係する者が共通認識をもって支援に取り組めるよう努める必要がある。

以下（１）から（３）までに示す手続や対応は、一般的に想定される内容としてまとめたものである。以下の内容を参照しつつ、各自治体において、必要な内容を整理・調整していただきたい。

（１）支援に至る手続

ア 福祉事務所において、被保護者の意向を確認した上で、当該被保護者に対して特定被保護者対象事業による支援を実施することが適切か否かを検討し、特定被保護者候補者（以下「候補者」という。）として整理する。

イ 福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、アの候補者の支援可否について事前調整を行う。事前調整に際しては、アで検討した支援に対する候補者の意向や希望、特定被保護者対象事業による支援を必要とする理由、事業の利用見込み期間その他の必要な情報を生活困窮者自立支援制度主管部局に提供する。

生活困窮者自立支援制度主管部局は、福祉事務所からの情報を支援実施主体に共有し、候補者への支援可否を支援実施主体と検討する。その際には、支援実施主体は、必要に応じて候補者本人との面談、福祉事務所を加えた面談等を実施する。検討の結果は、生活困窮者自立支援制度

主管部局から福祉事務所に回答する。

ウ イの結果、候補者に対して特定被保護者対象事業による支援を実施することとなった場合、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、特定被保護者に関する氏名その他必要な事項について通知する（法第 55 条の 11 第 1 項）。通知内容は、氏名のほか、特定被保護者対象事業を利用することについての本人同意、性別、住所、生年月日、担当ケースワーカーの連絡先等が考えられるが、各自治体の状況や被保護者が抱える事情等に応じて、内容を整理して差し支えない。なお、当該通知をもって、特定被保護者対象事業の利用申込みとする。

また、福祉事務所は、通知をする際、必要に応じて当該特定被保護者に関する資料を併せて送付する。

エ 福祉事務所は、ウの通知を行った場合、その旨を当該特定被保護者に対し速やかに通知する（法第 55 条の 11 第 2 項）。

（２）支援中の対応

ア 支援実施主体は、特定被保護者に対する支援の開始後速やかに、当該特定被保護者に対しアセスメントを行い、家計再生プラン、就労準備支援プログラム計画書、又はそれに準ずるもの（以下「支援プラン」という。）を作成するとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局を通じて福祉事務所に提出する。ただし、地域居住支援事業にあっては、支援プランの作成までは必要ないが、あらかじめ、支援内容を福祉事務所と協議の上、決定する。

イ 支援実施主体は、支援プラン等に沿って支援を進める過程において、支援の継続が適当でないと考えられる場合や、支援の継続が困難となった場合には、速やかに福祉事務所に対し、その旨報告する。

また、支援実施主体は、当該特定被保護者の支援に当たっての課題を把握した際には、速やかに福祉事務所に連絡するなど、福祉事務所と緊密に連携するよう努める。その際、福祉事務所は、特定被保護者と面談し、必要な助言を行うなど、状況に応じた対応を行う。

ウ 福祉事務所は、特定被保護者の特定被保護者対象事業の利用の状況の把握のため、定期的に、支援実施主体への訪問や電話等により、特定被保護者の支援の進捗状況や様子等について確認する。また、福祉事務所は、当該特定被保護者との面談等を通じて、相談に応じるとともに、必要な助言を行う（法第 55 条の 11 第 3 項）。

（３）支援終了時の対応

ア 支援実施主体は、支援期間が終了するまでの間に、（２）アで作成した支援プラン等に沿って評価を行い、その評価結果について、生活困窮

者自立支援制度主管部局を通じて福祉事務所に通知する。

- イ 福祉事務所は、アで通知された評価結果を踏まえ、当該特定被保護者に対する特定被保護者対象事業による支援の終了又は延長を決定する。特定被保護者対象事業による支援を延長することが適切と判断される場合は、改めて（１）の手続を行う。

5 特定被保護者に対する支援に関する留意事項

（１）共通事項

ア 支援実績等の管理

福祉事務所は、管内における特定被保護者対象事業による支援等に関し、支援を受けた特定被保護者の人数、支援期間等の実績を整理するとともに、支援実施主体から通知された特定被保護者に係る評価結果等をケース記録とともに管理することとする。

イ 支援プランの作成への協力

特定被保護者対象事業による支援に当たっては、生活困窮者自立支援制度における自立支援計画は作成されないことから、福祉事務所は、支援実施主体から各事業の支援プランを作成する際に協議等の申し出があった場合には適切に応じることとする。

ウ 事業の実施期間

特定被保護者に対する支援期間の上限については、特定被保護者対象事業のそれぞれの事業における支援期間の上限（※）が適用される。

※ 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者地域居住支援事業については、原則として１年を超えない期間（事業を利用しようとする者の状況を勘案して必要と認める場合を除く）。生活困窮者家計改善支援事業については支援期間の上限の定めはないが、３～６か月程度を基本とする。

エ 自立支援プログラムへの位置付け

福祉事務所は、特定被保護者が特定被保護者対象事業による支援を受ける場合、当該特定被保護者対象事業を自立支援プログラムに位置付ける必要がある。また、既に生保事業を自立支援プログラムに位置付けている場合であっても、特定被保護者対象事業の内容が生保事業の内容と異なる場合等については、当該自立支援プログラムの修正が必要となることに留意していただきたい。

（２）各支援に関する留意事項

ア 就労準備支援

- (ア) ４（３）アの評価において、一般就労に向けた準備が一定程度整ったものと評価された特定被保護者については、福祉事務所におい

て、「被保護者就労支援事業の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 20 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく被保護者就労支援事業等による支援を検討するが、引き続き同じ特定被保護者対象事業の支援実施主体が継続して就職活動に係る支援を行った方がよいと考えられる場合は、生活困窮者自立支援制度主管部局及び支援実施主体と協議した上で、引き続き特定被保護者対象事業により、当該特定被保護者の状況に応じた仕事探しやハローワークへの同行支援等を実施して差し支えない。

- (イ) 自治体が広域で生活困窮者就労準備支援事業を実施している場合であって、特定被保護者が居住している市区町村以外の地域で支援を受ける場合は、福祉事務所は、特定被保護者の移動距離が長くなることを考慮して、当該特定被保護者が熱心かつ誠実に努力し取り組んでいる場合には、一時扶助費の移送費の支給を検討する。

イ 家計改善支援

- (ア) 生活保護制度における取扱い

特定被保護者の支援に当たっては、生活保護制度における以下の取扱い（収入認定除外及び各種控除）に留意いただくようお願いする。

【制度概要】

生活保護は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用を前提として必要な保護が行われる。そのため、最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されるものである。

収入としては、勤労収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定する。ただし、例外的な取扱いとして、収入として認定しないものがある。（収入認定除外）

また勤労収入においては、収入認定の過程において、

- ・その収入から交通費その他の収入を得るための必要経費の控除
- ・勤労に伴う必要経費を補填するとともに勤労意欲の助長、自立助長を図るための勤労控除

など控除の仕組みがある。

【関係通知】

- ・「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知） 第 8 収入の認定
- ・「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知） 第 8 収入認定の取扱い

- ・「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 収入の認定

(イ) 大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯への支援

大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に関しては、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度や生活福祉資金貸付制度（教育支援資金の貸付）の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。

こうした観点から、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付け社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長）の別添 2 「大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について」を参照の上、必要な支援を行っていただくようお願いする。

ウ 地域居住支援

生活困窮者居住支援事業のうち、困窮法第 3 条第 6 項第 1 号に規定する事業（いわゆるシェルター事業）については、特定被保護者は支援の対象外となるため、留意いただくようお願いする。